



かまくら推奨品 認定マーク



鎌倉産品推奨委員会では、2008年より鎌倉ならではの魅力ある産品を鎌倉の推奨品として認定する「かまくら推奨品認定制度」を実施しており、本年度は10月1日から産品の募集を開始します。

推奨委員会では、認定した“かまくら推奨品”を全国に向けて発信し、より知名度を高め、あわせて鎌倉のイメージアップと地域産業の振興を目的としています。

[ご注意ください] 継続される方も改めて申請が必要になります

- 募集期間 **2019年10月1日(火)~10月31日(木)**
- 応募対象 個人または法人その他の団体が製造・加工する、鎌倉ならではの魅力ある商品、食品(菓子・水産物・飲料・酒類等)、工芸品など。
※飲食店等において提供される料理は除きます。
- 申請要件
 - ①鎌倉商工会議所の会員であること。
 - ②産品に関して業界での製造基準、表示義務を満たしていること。
 - ③関係法令に違反していないこと。
 - ④消費者からの苦情に的確に応じることができること。
 - ⑤商品が継続して提供できるものであること。
 - ⑥認定期間(2年間)のうち1年以上は、鎌倉商工会議所所管の鎌倉駅陳列所に認定品を有料(54,000円/年)で陳列できること。
*鎌倉産品推奨委員会規約第3条第3号に係る認定要領を遵守すること。(詳細についてはホームページをご覧ください。)
- 認定基準 推奨品は、市内において事業を営む個人又は法人、その他の団体が製造もしくは販売するものであって、次の各号に掲げる全ての要件を十分に満たすものとする。
 - ①主たる原材料は、努めて市内、または県内で生産されたものを用いること。
 - ②形状、色、デザイン、製造技術、原材料の選定などに独自性があること。
 - ③事業の広がりや新たな需要を喚起できること。
 - ④鎌倉のブランドイメージアップに資する商品であること。
 - ⑤価格が適正であること。
 - ⑥品質が優れていること。
- 応募方法 裏面の申請書に必要事項を記入のうえ、認定申請料を添えて、事務局(鎌倉商工会議所)に10月31日(木)までに郵送又は持参してください。
- 認定申請料 1品 5,000円(申請品の数は1事業者5品まで) 再申請の際にも申請料が発生します
- 認定登録料 1品 32,000円(2年間)
認定有効期間は2年間ですが、初めて認定された産品については、認定日から2年後の年度末(3月末)までとします。
*今年度認定されますと2022年3月末までとなり、その後、再申請が必要となります。
- 認定 11月下旬に開催予定。
*認定は、鎌倉産品推奨委員会内に設置されている認定会で行います。
※詳細については、ホームページの「募集要領」をご覧ください。

お問い合わせ

事務局 鎌倉商工会議所 鎌倉産品推奨委員会

〒248-0012 鎌倉市御成町 17-29

TEL : 0467-23-2563 FAX : 0467-25-0900

e-mail : info@kamakura-suishohin.com <https://kamakura-suishohin.com/>



かまくら推奨品を募集します